

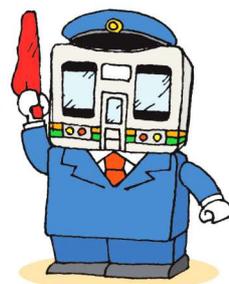
**23 労働協約 第7回交渉****「専任社員」「重点項目」等で交渉****世間では制服への更衣時間は、労働時間だ！**

## ◎「専任社員の賃金を改善すること」

・「働き方改革」で有期雇用労働者と正規雇用労働者の賃金格差の是正が関心事となっている。「同一労働・同一賃金」の原則に基づいた専任社員の賃金改善を強く求める。

## ◎「専任社員の病欠期間最大90日をJR社員と同様に180日以内とすること」

・専任社員に対し「再雇用制度」という考えで病欠期間を90日間とすることは、労働契約の残存期間を考慮するには短すぎるため180日とすべきである。

**重点項目**

## ◎「異常時の通勤等について」

・社員は異常時等において様々な努力をして出勤をしている。強い懇願は強制と同様であり行なわないこと。また懇願に応じないことをもって不利益な扱いをしないこと。

## ◎「労働時間管理について」

・家具小売り大手のイケア・ジャパンが制服への着替えの時間分の賃金を支払うことを公表した。世間的に「更衣時間が労働時間」「更衣時間は使用者の指揮命令下」という認識が定着してきている。更衣時間を労働時間とすることを強く求める。  
(詳細は交渉情報を参照)

**国 労 東 海 か べ 新 聞**

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：寺崎 浩